

平成十一年自治省令第二号

在外選挙執行規則

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条第一項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の七第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第二十三条の八第一項第三号及び第四項、第二十三条の十第一項、第二十三条の十四第二項、第二十三条の十七第一項、第六十五条の五第二号、第六十五条の十一第二項並びに第百四十五条の規定に基づき、在外選挙執行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 在外選挙人名簿（第一条―第三条）
第二章 在外選挙人名簿の登録等（第四条―第十五条の二）
第三章 在外投票（第十五条の三―第二十六条）
第四章 補則（第二十七条）

第一章 在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿の様式等）

第一条 在外選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿は、当該在外選挙人名簿に記載されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3 磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第二十三条の十六において読み替えて準用する令第十九条第一項に規定する在外選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4 在外選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

第二章 削除

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二条の二 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第三条の二から第三条の四

までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

2 前項において準用する公職選挙法施行規則第三十条の二第二項の文書及び第三条の三第二項の文書は、別記第二号様式の二及び別記第二号様式の三に準じて作成しなければならない。

（在外選挙人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合に閲覧させる事項）

第三条 法第三十条の十二において準用する法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項の規定により在外選挙人名簿に記載されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

第二章 在外選挙人名簿の登録等

（在外選挙人名簿登録申請書の様式等）

第四条 法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請書（以下「在外選挙人名簿登録申請書」という。）は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証、法第六十五条の十一第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付した文書（以下「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外選挙人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届（同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する情報を含む。以下単に「在留届」という。）に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所（以下「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下「住所以外の送付先」という。）において受け取らうとする場合においては、在外選挙人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（同居家族等を通じて行う旅券等の提示）

第四条の二 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外選挙人名簿登録申請者以外の者（日本国籍を有する者に限る。以下「同居家族等」という。）とする。

2 在外選挙人名簿登録申請者が、令第二十三条の三第一項の規定により同居家族等を通じて旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次条に定めるもの。以下「旅券等」という。）を提示しようとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録申請者が署名をした別記第五号様式の二による申出書を領事官（領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第六条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

3 前項の規定により在外選挙人名簿登録申請者の旅券等を提示した者は、領事官に対して自らの旅券を提示しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第五条 令第二十三条の三第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真の貼付けであるもの

二 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む）

ロ 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体に以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼付けてあるもの

2 在外選挙人名簿登録申請者が旅券又は前項各号に掲げる書類を提示することが困難であると

認められる特別の事情がある場合においては、領事官は、これらの書類に代えて当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

（住所を有することを証するに足る文書の提示の特例）

第六条 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 住所要件期間（令第二十三条の三第一項第二号に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。）が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日）をいう。以下この号において同じ。）の三月前の日以前に到着した旨の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十六条の規定による届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

二 住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内に居住開始日（当該管轄区域内に住所を有することとなつた日として法第三十条の五第一項の規定による申請書に記載された日）をいう。以下この号において同じ。）以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているとき。

（在外選挙人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第六条の二 令第二十三条の三第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の二に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足る文書の添付の特例等）

第六条の三 令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をす

する場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十条又は第一百七十二条の規定による届出が領事官にされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第八十条又は第一百十条の規定による届出が領事官にされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第七条 令第二十三条の三第五項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人名簿登録移転申請書の様式等）

第七条の二 法第三十条の五第四項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請書（以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、投票用紙等を国外における住所以外の送付先において受け取ろうとする場合には、在外選挙人名簿登録移転申請書に当該住所以外の送付先を記載することができ。

（受任者を通じて行う旅券等の提示）

第七条の三 令第二十三条の三の二第二項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録移転申請者から委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者が、令第二十三条の三の二第二項の規定により受任者を通じて次条に定める書類を提示しようとする場合において、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が署名をした別記第五号様式の三による申出書を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 令第二十三条の三の二第二項の規定により在外選挙人名簿登録移転申請者の次条に定める書類を提示した受任者は、市町村の選挙管理委員会に対して、国又は地方公共団体が交付した書類であつて当該者の写真を貼り付けてある書類その他市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類を提示しなければならない。

（在外選挙人名簿への登録の移転の申請のときに提示する書類）

第七条の四 令第二十三条の三の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外選挙人名簿登録移転申請者がやむを得ない理由により前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ 日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

（在外選挙人名簿登録移転申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第七条の五 令第二十三条の三の二第二項第二号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の四に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第七条の六 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三の二第二項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十条又は第一百七十二条の規定による届出がされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第八十条又は第一百十条の規定による届出がされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法）

第七条の七 令第二十三条の五の二第二項の規定による国外における住所に関する意見の求めは、次条に規定する事項を市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である外務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法又は当該事項を記載した書類を送付する方法によつて行うものとする。

（在外選挙人名簿登録移転申請者に係る通知事項）

第七条の八 令第二十三条の五の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、生年月日及び法第三十条の五第四項に規定する国外転出届に転出予定日として記載された日その他必要な事項とする。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を述べる方法）

第七条の九 令第二十三条の五の二第二項に規定する外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、外務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法又は書類を送付する方法によつて行うものとする。

（在外選挙人証の記載事項等）

第八条 令第二十三条の七第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

2 選挙人が投票用紙等を住所以外の送付先において受け取ろうとする場合においては、令第二十三条の七第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

3 在外選挙人証は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第九条 令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、第十一条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定める記載事項は、住所以外の送付先とする。

3 令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 国外における住所 当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該選挙人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在外選挙人証に新たに記載する場合においては、当該選挙人に係る在留届（在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限り。）が提出されているとき。）

4 令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第八号様式に準じて調製しなければならない。

5 令第二十三条の七第六項の規定による在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（職権による在外選挙人証の記載事項の変更）

第十条 市町村の選挙管理委員会が、令第二十三条の第七項の規定において読み替えて準用する令第二十三条の第四第一項の規定による調査、法第三十条の十三第一項の規定による本籍地の市町村長からの通知又は同条第二項の規定において準用する法第二十九条第一項の規定による通報その他により、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外選挙人証の記載事項を変更しなければならないことを知った場合は、令第二十三条の七第六項若しくは令第二十三条の八第三項若しくは第十一項の第二第二項の規定により在外選挙人証を交付しようとするとき又は令第六十五条の十一第二項若しくは令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選挙人証に必要な記載をしようとするときに、職権で当該変更に係る事項の記載をすることができ。

（在外選挙人証の再交付等）

第十一条 令第二十三条の八第一項第三号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第二十三条の七第六項の規定により在外選挙人証に記載事項の変更に係る事項の記載をする場合において、当該変更に係る事項の記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

二 在外選挙人証の投票用紙等の交付に関する記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

三 登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の名称又は衆議院小選挙区選出議員の選挙区の変更があった場合

2 令第二十三条の八第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書（令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出を令第二十三条の八第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む。）及び令第二十三条の八第二項において準用する令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

3 令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二

十三条の七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（帰国後の在外選挙人の在外選挙人証の再交付）

第十一条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（令第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。）で、国内の市町村において住民票が新たに作成されたものは、令第二十三条の八第一項各号のいずれかに該当する場合に、国内の住所を証するに足りる文書を添えて、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合においては、直接に、又は郵便等をもって、同項の規定による申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。この場合において、当該在外選挙人証には、当該選挙人が帰国している旨を記載するものとする。

3 第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（職権による在外選挙人証の再交付）

第十二条 市町村の選挙管理委員会は、令第二十三条の八第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当すると認める場合には、令第二十三条の七第六項の規定により在外選挙人証を交付しようとするとき又は令第六十五条の十一第二項若しくは令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選挙人証に必要な記載をしようとするときに、職権で在外選挙人証を再交付することができる。

（在外選挙人証等受渡簿の記載事項等）

第十三条 令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選挙人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 在外選挙人名簿登録申請者 当該者の性別、申請の時（法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この号において同

じ。）の国外における住所及びその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の区別（当該市町村が在外選挙人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか当該申請の時刻におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外選挙人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他の在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

二 在外選挙人名簿登録移転申請者 当該者の性別、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証に記載された国外における住所及び最終住所地における在外選挙人名簿に属する旨その他の在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

2 在外選挙人証等受渡簿は、別記第十号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項）

第十四条 令第二十三条の十四第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

（在外選挙人証交付記録簿の様式等）

第十五条 令第二十三条の十七第一項の総務省令で定める事項は、在外選挙人名簿に登録されている者の性別及びその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の区別とする。

2 令第二十三条の十七第一項に規定する在外選挙人証等受渡簿の抄本（次条において「在外選挙人証交付記録簿」という。）は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出）

第十五条の二 法第三十条の十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、申出に係る選挙人の氏名とする。

2 法第三十条の十四第一項の規定による在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類を提示して、文書でしなければならない。

3 前項の文書は、別記第十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

第三章 在外投票

（在外選挙人名簿の表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち選挙人名簿の表示を消除されたものであつて総務省令で定める者）

第十五条の三 令第六十五条の二に規定する総務省令で定めるものは、令第二十三条の十三第二

項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち、令第十六条の規定により選挙人名簿の表示を消除された後に再び国外へ住所を移したものであつて同項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除されたものの以外のものである。

（在外投票用投票用紙の様式）

第十六条 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院小選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五條第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その二によるものとする。

2 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五條第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その三に準じて調製しなければならない。

3 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五條第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その三に準じて調製しなければならない。

4 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五條第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その四に準じて調製しなければならない。

（在外投票用封筒の記載）

第十六条の二 法第四十九条の二第二項第一号の規定により投票をしようとする選挙人は、令第六十五条の三第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合（次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。）においては、投票用封筒の表面に当該選挙人の氏名及び在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、令第六十五条の三第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票である旨の表示をした投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

3 令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比

例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の第二項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第八十六条の第三項の規定による届出に係る名称若しくは略称を記載した者は、投票用封筒の表面に選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

4 在外公館の長は、令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十五条の十一第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選挙人の氏名及び在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

(在外投票用封筒の様式)

第十七条 令第六十五条の第三項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その一によるものとする。

2 令第六十五条の第三項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その一によるものとする。

4 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

(投票用紙等請求書の様式)

第十八条 令第六十五条の第三項及び第六十五条の十一第一項の規定による請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(点字投票である旨の表示)

第十九条 令第六十五条の第三項の規定による点字投票である旨の表示は、公職選挙法施行規

則第七条に規定する様式に準ずるものでなければならない。

2 前項の表示は、投票用紙の表面(片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面)にしなければならない。

(在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類)

第二十条 令第六十五条の五第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第四十九条の第二項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類であつて、第五条第一項第一号に掲げる書類(同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあっては、同項第二号のイに掲げる書類)とする。

2 法第四十九条の二第二項第一号の規定により投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式)

第二十一条 令第六十五条の七第一項に規定する他の適当な封筒は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)

第二十二条 令第六十五条の八第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調書は、別記第十七号様式に準じて調製しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒を発送する日)

第二十三条 令第六十五条の十一第二項に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員の総選挙 衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日の日いずれか早い日

二 参議院議員の通常選挙 参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日

三 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中

央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の投票用封筒の記載)

第二十四条 在外公館の長は、令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第六十四条第二項又は令第六十五条の十七第二項の規定により選挙人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令第六十五条の第三項の規定により当該選挙人に対して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の記載をしなければならない。

(在外投票に関する調書の様式)

第二十五条 令第六十五条の十九第二項に規定する在外投票に関する調書は、別記第十八号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式)

第二十五条の二 令第六十一条第四項に規定する在外選挙人の不在者投票に関する調書は、別記第十八号様式の二に準じて調製しなければならない。

(指定在外選挙投票区等における投票録の様式)

第二十六条 法第三十条の三第二項に規定する指定在外選挙投票区における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その一に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

第四章 補則

(公職選挙法施行規則の適用)

第二十七条 在外選挙の執行に関し必要な事項については、この省令に定めるもののほか、公職選挙法施行規則の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成十二年五月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第三章の規定は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月一日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、適用しない。

附則

(平成十二年三月一日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年九月一日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成十二年二月二七日自治省令第五六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成十五年二月三日総務省令第二八号)

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附則 (平成十五年三月二八日総務省令第五五号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定によつて調製した選挙人名簿、選挙人名簿の抄本、郵便投票証明書交付申請書、郵便投票証

明書、郵便による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書及び郵便による不在者投票における投票用封筒並びに在外選挙人名簿、在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書、在外選挙人証、在外選挙人証記載事項変更届出書、在外選挙人証記載事項変更届出に係る意見書、在外投票用封筒及び在外投票用の投票用紙等請求書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第一号様式、別記第十三号様式、別記第十三号様式の五、別記第十三号様式の六及び別記第十三号様式の七並びに在外選挙執行規則別記第一号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附 則（平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第四号様式の三の規定を除く。）及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一〇月一日総務省令第一三〇号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日総務省令第一三一号）

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定（同規則別記第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この

省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一〇月二七日総務省令第一二二号）抄

1 この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中在外選挙執行規則第四条の二第二項、第五条第一項第二号イ及び第二項並びに第六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同規則第七条から第九条までの改正規定、同規則第十一条第一項に一号を加える改正規定、同規則別記第四号様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに同規則別記第五号様式及び第六号様式から第十一号様式までの改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定 平成十九年一月一日

二 第二条中在外選挙執行規則附則第三条を削る改正規定並びに同規則別記第十五号様式及び第十七号様式の改正規定並びに附則第三項及び第七項の規定 平成十九年六月一日

3 第二条による改正後の在外選挙執行規則（以下「新在外選挙執行規則」という。）の規定（新在外選挙執行規則第二条の二から第十一条まで、第十五条から第十六条まで、別記第二号様式の二、第二号様式の三、第四号様式から第五号様式まで及び第六号様式から第十一号様式の二までを除く。）は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、同号に掲げる規定の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際、第二条による改正前の在外選挙執行規則別記第四号様式によって作成された公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿登録申請書がある場合において、公職選挙法施行令第二十三条の三第一項に規定する在外選挙人名簿登録申請者で同条第二項に規定する住所要件期間が三箇月以上であるものは、平成十九年六月三十日までの間、新在外選挙執行規則別記第四号様式にかかわらず、当該在外選挙人名簿登録申請書を使用することができる。

6 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の前日までに第二条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第六号様式の規定によって調製された在外選挙人証を交付された選挙人は、新在外選挙執行規則別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することができ

る。

7 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際、第二条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二にかかわらず、当該請求書を使用することを妨げない。

附 則（平成二〇年一〇月三日総務省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年五月二七日総務省令第六二号）

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、在外選挙執行規則第二十三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

3 第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用し、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年五月三一日総務省令第四一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。）が施行日前である選挙人名簿の縦覧については、なお従前の例による。

4 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年五月二三日総務省令第二九号）

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則別記第十二号様式の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則別記第四号様式の二の規定により作成された在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書及び別記第六号様式の規定により調製した在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則別記第四号様式の二及び別記第六号様式の規定にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附 則（令和元年五月三一日総務省令第一二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

- 附則（令和元年五月三十一日総務省令第一三三号）抄
1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の四、別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。
- 附則（令和五年二月一〇日総務省令第六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。
- （適用区分等）
第二条
2 第三条の規定による改正後の在外選挙執行規則（以下「新在外選挙執行規則」という。）別記第十五号様式の規定は、施行日以後初めての期日を告示される審査（第四項において「施行日以後の初回の審査」という。）の期日の告示の日（以下この項及び次項において「告示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、告示日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後告示日の前日までの間にその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日以後告示日の前日までの間にその期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙においては、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書による請求を妨げない。
- 4 施行日以後の初回の審査の期日の告示の際、第三条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請

求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二の規定にかかわらず、当該請求書による請求を妨げない。この場合において、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の十一第一項の規定により審査の投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとするときは、その旨を当該請求書に記載しなければならぬ。

附則（令和五年三月二四日総務省令第
一九号）

(施行期日)

1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

(經過措置)

2 この省令の施行の際、第一条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第五号様式の二の規定により作成された申出書並びに別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二条の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの申出書等を使用することを妨げない。

附則（令和六年一月一九日総務省令第
三号）

(施行期目)

第一条 この省令は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二條 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則（以下「旧規則」という。）別記第六号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則（以下「新規則」という。）別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げない。

2 この省令の施行の日前に旧規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書は、新規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書とみなす。

別記
第一号様式（在外選挙人名簿等の様式）（第一条
関係）

[illegible]

備考

- 1 「最終住所」は申請の時点における本籍。但し、当該華人が最終住所において別される場合は「最終住所」、申請時の本籍地において別される場合は「申請時の籍」をてて囲み、最終住所又は申請時の本籍を記載しなければならない。
- 2 「表示・表示の消滅」は、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 住民票が国内の市町村において新たに作成された者については、その普及及び年数並びに住民票が作成された市区町村名

第二号様式の二（登録の確認及び政治活動を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第二条の二関係）

[illegible][illegible]

在外選挙人名簿の抄本	調製現在日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
都(河道府県)何郡(市)(区)何町(村)	投票区
	年 月 日

第 1 号 労働者の 2 倍額の 2 倍の活動額を目的とした労働者人数比率の算定の関する の法律案の施行期（昭和 62 年） となる		年 月 日
労働省労働基準局労働政策課（労働部）		
行政官（所長）労働政策委員会委員 殿		
申請者 氏 名 （電話番号）	(印)	
(電話番号)		
下記の通り、①に記述する者のうち労働者人数比率の算定を希望する者であること②の欄を記入し、労働者人数比率の算定を希望する旨を記載する旨を添えて、簡便の申出を提出する。		
① 活動の内容	活動の目的	
② 簡便事業の目的の達成	（以下簡便の目的の達成に必要とする。）	
③ 簡便事業の成果	④ 簡便事業の費用	
⑤ 簡便事業の他の方法	⑥ 簡便事業の費用の明細、費用に要する人員の明細に必要とする。）	
⑦ 簡便対象者	簡便対象者の名、簡便対象者となること⑧、簡便事業の目的の達成に要する、（本人）（関係者）（その他）の姓を記載する。	
備考		

備考 この様式は、法律第30条の12において準用する法律第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申請をする申請書の様式である。

[illegible]

備考

1 この様式は、法第20条の22に2017年度適用の法第28条の4第1項の規定により、公職候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために在外居住する者のための公職の選挙の立候補の届出をする立候補の届出の様式である。

2 上記の欄及び10中の別部申出書の様式は、それぞれ「その3」及び「その四」の様式に準ずるものとする。

その目的	承認法人に関する年次報告	年 月 日
何月(日)第()行普通管理委員会委員長 職	承認書	
承認その後の政治活動の有無	代表者の氏名	(印)
法人の事業活動の概要	法人の事業活動の概要	
国等事業と下の法人に加入し得る者があるならば、当該30条の3において国等が承認活動の推進の促進に努むこと、下掲の(イ)から(ロ)まで	(承認書等)	
イ 法人の目的		
ロ 法人の目的を達成するための手段		
ハ 法人に加入する者の数及び加入する者の数	(その必要書類に基づき当該1年以内に記載すること。)	
ニ 承認法人国等事業活動の概要		
ホ 法人に加入し国等事業活動の推進の促進に努むこと	国等が承認活動の推進の促進に努むことに基づき当該1年以内に記載すること。	
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		
ヘ 国等が承認活動の推進の促進に努むこと		

第二号様式の三（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第二条の二関係）

[illegible]

第四号様式の三（在外選挙人名簿登録移転申請書の様式）（第七条の二関係）

[illegible][illegible]

第四号様式の四（在外選挙人名簿登録移転申請書記載事項等変更届出書）（第七条の五関係）

[illegible]

備考
選挙管理委員会委員長の印は、副込み式とする。

100

第七号様式（在外選挙人証記載事項変更届出書の様式）（第九条関係）

第八号様式（領事官の付す書類の様式）（第九条
関係）

「2 居住者の住所変更についての確証」欄の「□ その他」欄は、在留届以外の文書で住所変更の確証をした場合に、当該文書名(アパートの契約書、住所の記載のある何れ

本表は、建設業労働者災害補償法（労働安全衛生法）第75条第1項第2号に規定する労働者災害補償保険料の算定に用いられる。	
第 1 節 労 働 者	
1	姓 名 姓 名 生 年 月 日 年 月 日
2	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
3	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
4	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
5	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
6	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
7	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
8	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
9	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
10	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
11	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
12	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
13	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
14	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
15	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
16	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
17	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
18	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
19	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
20	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
21	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
22	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
23	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
24	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
25	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
26	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
27	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
28	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
29	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
30	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
31	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
32	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
33	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
34	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
35	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
36	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
37	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
38	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
39	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
40	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
41	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
42	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
43	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
44	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
45	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
46	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
47	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
48	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
49	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
50	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
51	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
52	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
53	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
54	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
55	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
56	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
57	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
58	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
59	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
60	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
61	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
62	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
63	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
64	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
65	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号
66	住 居 地 址 住 所 番 号 番 組 番 号

第九号様式の二（帰国在外選挙人に係る在外選挙人証再交付申請書の様式）（第十一条の二関係）

第十号様式（在外選挙人証等受渡簿の様式）（第十三条関係）

1) 「在外日本人児童福祉支援員」は、在外日本人児童に支援を施すための活動として、当該児童の申請をとりわけられ申請を受理しなければならない。

2) 当該児童が「在外日本人児童福祉支援員」の活動により児童の心身の健康に支障をきたした場合は、更受検の必要はない。

3) 児童が「在外日本人児童福祉支援員」に、故意または過失により支障をきたせばならない。ただし、当該児童の心身の健康に支障をきたした場合は、「児童福祉支援員」に、故意または過失により支障をきたせばならない。

4) 「在外日本人児童福祉支援員」の活動により児童の心身の健康に支障をきたした場合は、当該児童が児童福祉支援員に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員が故意または過失により支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたせばならない。ただし、当該児童の心身の健康に支障をきたした場合は、当該児童に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたせばならない。

5) 児童が死亡した場合は、在外日本人児童福祉支援員の活動と児童の申請を受理する活動が行われる年月日と受理しなければならない。ただし、当該児童の心身の健康に支障をきたした場合は、当該児童に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたせばならない。

6) 児童が死亡した場合は、当該児童の心身の健康に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたせばならない。ただし、当該児童の心身の健康に支障をきたした場合は、当該児童に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたせばならない。

7) 児童が死亡した場合は、児童は、児童の心身の健康に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたしたと認められる場合は児童福祉支援員に支障をきたせばならない。

[illegible][illegible][illegible]

- この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の投票期封筒の様式である。
- 中選挙区管理会の用は、顧り込み式にすることができる。

10

[illegible]

第十八号様式の二（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十五条の二関係）

第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）

備考

氏名	住所(区)内(市)道連合管理委員会委員長
1	公益選挙法施行令第65条の1第1項の規定による投票区域及び投票区域の交付を受けた選挙人で市町村の選挙管理委員会委員又は地方公共団体の投票区域及び投票区域を定めた者がある場合は、「2」に「兼」その他の者の氏名及びその数を記載しなければならない。
2	公益選挙法施行令第31条第1項の規定による投票区域及び投票区域の交付を受けた選挙人で市町村の選挙管理委員会委員に投票区域及び投票区域の交付を受けた者が、近隣地区、第65条の1第1項の規定による申請を行った投票区域及び投票区域の交付については「2」に「兼」記載しなければならない。

備考

- この二項の規定は、在外邦人等の不正者投訴に係るものを記載しなければならない。
- 金融商品取引法に規定する金融商品取引業者の交付しようとする投資関係書類について法第98条の規定による取扱いを受ける場合には、この二項の規定は適用しない。
- 金融商品取引法により証券投資の取扱いを受けることとなる法人等に対する財務管理委員会の委員又は会計監査人の取扱いに投資関係書類と投資関係封筒を返送しようとする場合は、この二項にその取扱い及びその取扱いの趣意を記載しなければならない。
- 金融商品取引法に規定により証券投資の取扱いを受けることとなる法人等に対する財務管理委員会の委員による取扱いに投資関係書類と投資関係封筒が、返送、廃棄その他の取扱いに投資関係書類と投資関係封筒の交付を受ける場合には、この二項に記載しなければならない。
- この二項に準ずるものとして、重要となる事項の取扱いについては、第98条第5項の一の二の趣旨に準ずる。

(1) 役員報酬の増減と役員報酬を支付た金額の増減率の2/3の計算	役員報酬	増	内 増額したものの増減率と減額したものの増減率	減
	1.増額したものを増減率とする		2.減額したものを増減率とする	
	増減率(増減率)の合計を求めたもの		(減率)	
(2) 役員報酬の増減と役員報酬を支付た金額の増減率の2/3の計算	役員報酬	増	内 増額したものの増減率と減額したものの増減率	減
	1.増額したものを増減率とする		2.減額したものを増減率とする	
	増減率(増減率)の合計を求めたもの		(減率)	
(3) 増	増減率(増減率)の合計を求めたもの			(減率)
9 役員報酬支払総額	総額	内入	内 2.役員報酬の増減率	内入
	2.役員報酬の増減率		2.役員報酬の増減率	

[illegible]

